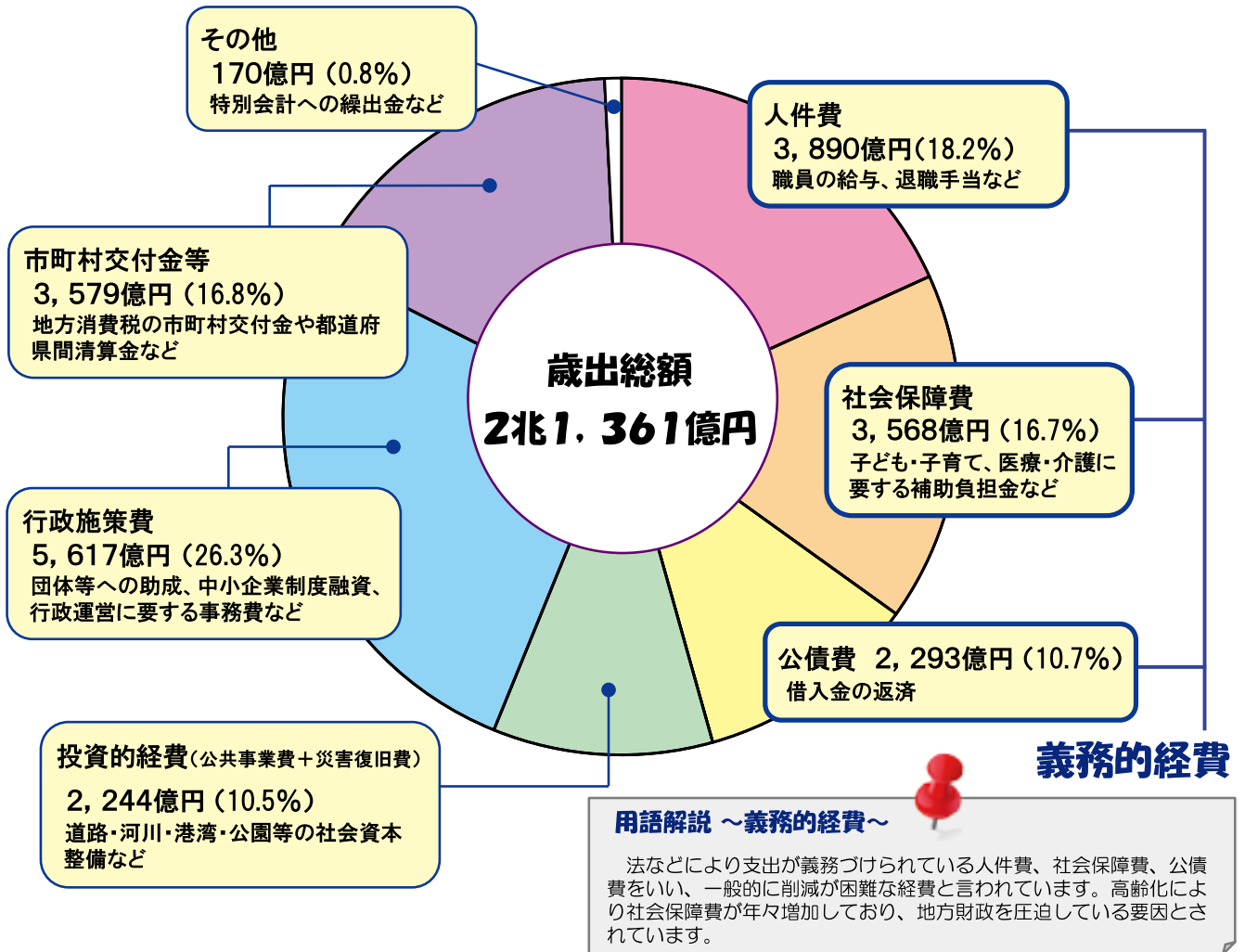


歳出予算の内訳

性質別経費

歳出を経費の性質ごとに分類したもので、「人件費」や「医療・福祉にかかる経費（社会保障費）」、「将来にわたって活用される道路や建物などの整備費（投資的経費）」などに分けられます。



地方消費税増収分は社会保障施策の充実・安定化に活用されています

社会保障費の財源として令和元年10月1日より消費税率は8%から10%に引き上げられました。本県では、消費税率引上げに伴う地方消費税増収分 約624億円を、子ども・子育てや高等教育の無償化、医療・介護などの社会保障施策の一部に活用しています。

【主なもの】

- 子ども・子育て分野
 - ・ 保育所、放課後児童クラブの運営費
 - ・ 一時預かり事業、延長保育事業への支援
 - ・ 幼稚園、保育所などの保育料無償化を実施
- 高等教育の無償化
 - ・ 県設立公立大学法人や私立専門学校の授業料等を減免
- 医療・介護分野
 - ・ 国民健康保険などにおける低所得者の方々に対する保険料軽減措置の拡充
 - ・ 難病対策における医療費助成の対象疾病の拡大

